

測量のための土地立入について

地籍調査区域及び近隣にお住まいの皆様へ

小山市の地籍調査事業につきまして平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、小山市では国土調査法に基づいて「地籍調査」を実施していますが本年度は「栗宮X（10）地区」（下図の区域）において、令和5年度にご確認いただいた境界について測量を実施いたします。

つきましては、**7月初旬より測量業者が土地に立ち入りをさせていただく場合があります。**

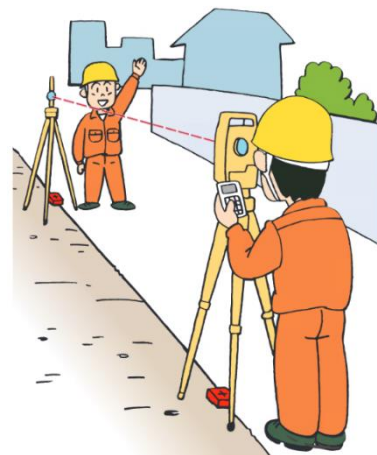
ご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。



※測量時に土地所有者様の立会は必要ありません

< 事業概要 >

1. 調査地域
栗宮X（栗宮の各一部）
2. 測量実施期間
7月初旬～令和7年3月上旬（予定）
3. 測量実施機関
株式会社 三条工測
（小山市羽川505番地1）



【お問い合わせ先】

小山市役所 市街地整備課 地籍対策係（担当：佐竹・藤尾）
電話番号：0285-22-9568